

平成 17 年 3 月 25 日

厚生労働省 御中

「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」に基づく「必ずしも高度でない先進技術」の取り扱いについて(照会)

規制改革・民間開放推進会議
議長 宮内 義彦

さる 3 月 16 日に開催された中央社会保険医療協議会(以下「中医協」)診療報酬基本問題小委員会に提出された資料「先進医療への対応について」及び当日の審議内容をめぐり、下記の点について照会いたしますので、3 月 29 日までにご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、昨年 12 月 15 日の村上規制改革担当大臣との基本的合意の内容を適確に具体化するよう、この機会に改めてお願い申し上げます。

記

資料中、「先進医療専門家会議(仮称)における科学的評価の結果については、厚生労働省より中医協に報告し、中医協は、これについて検討の後、厚生労働省に対し当該先進技術の保険給付との併用の適否について、意見を述べる事ができる」とありますが、3 月 16 日開催の小委員会の席上、支払側、診療側双方の委員から、中医協が実質的な承認権限を持つべきである旨の意見があり、その結果、後段部分が「中医協は、当該先進技術の保険給付との併用の適否について検討する」に修正されたと聞いております。

昨年末の上記基本的合意においては、厚生労働省が専門家会議による科学的評価を踏まえ決定するとされているところです。「先進医療専門家会議(仮称)」による科学的評価は、純粹科学上の評価であり、中医協としてその是非を論じることが出来る性格のものではないと考えられ、また、基本的合意の内容に照らしても、中医協が関与すべきではないと考えます。

したがって、先進医療専門家会議(仮称)の評価を踏まえて、既に認められている保険給付部分と、先進医療の併用の適否を決定するのは、中医協ではなく、あくまで厚生労働大臣でなければなりません、この点について改めて確認させて頂きたく存じます。

また、中医協が「当該先進技術の保険給付との併用の適否について検討する」とのご見解ですが、如何なる法令上の根拠に基づいて、如何なる観点から、本件に中医協が関与する正当性があると理解されているのかを参考までにお聞かせ頂きたく存じます。

以 上